

佐賀県庁内情報セキュリティ最適化計画策定業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、佐賀県庁内情報セキュリティ最適化計画策定業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、委託業務に係る別紙「仕様書」に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施及び委託期間）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

- 乙は、仕様書に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務について全責任をもって遂行するものとする。
- 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円）とする。

（契約保証金）

【契約保証金を免除しない場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

- 前項の契約保証金には利息をつけない。
- 甲は、乙が業務委託契約をすべて履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号により免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託）

第6条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の

一部について甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第13条第1項第4号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任をもって選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなおして、乙は、再委託した業務の全てについて責任を負わなければならない。
- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係が無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(損害賠償)

第7条 乙は、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務委託の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、委託業務の遂行に当たって甲が貸し出した情報・データについて、複写し、又は複製し、若しくは第三者に提供する等、委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、その損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(業務完了報告書の提出)

第 11 条 乙は、業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成の上、甲に提出しなければならない。

2 甲は乙から正当な業務完了報告書が提出された場合は 10 日以内に履行を確認しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第 12 条 乙は、甲から前条の確認を受けた後、支払請求書を甲に対して提出することができる。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は甲に対して遅延日数に応じ請求金額に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその使用人が検査又は調査に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合、委託業務のうち遂行済みの業務について、甲が本件成果物の一部として利用可能な可分な部分があると認めるときは、乙は契約

金額のうち当該部分の割合に応じた委託料を請求することができる。なお、当該部分の割合については、甲乙協議のうえ定める。

(契約費用の負担)

第 14 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理する場合は甲の資産を取り扱う場合は、別記 2 「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第 17 条 委託仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果品(以下「成果品」という。)は甲の所有とする。

2 成果品の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む)は甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

4 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

5 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、産業財産権その他の権利(以下「著作権等」という。)を侵害していないことを保証するものとする。

6 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。この場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関し紛争が生じた場合は、日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

2 本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 19 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、佐賀県財務規則に定めるもののほか、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目一番 59 号
佐賀県総務部行政デジタル推進課
課長 土井 慎一

乙